昭和53年10月14日　第3種郵便物認可　平成22年5月15日発行第401号　毎月1回15日発行

行政とちぎ

5
2010

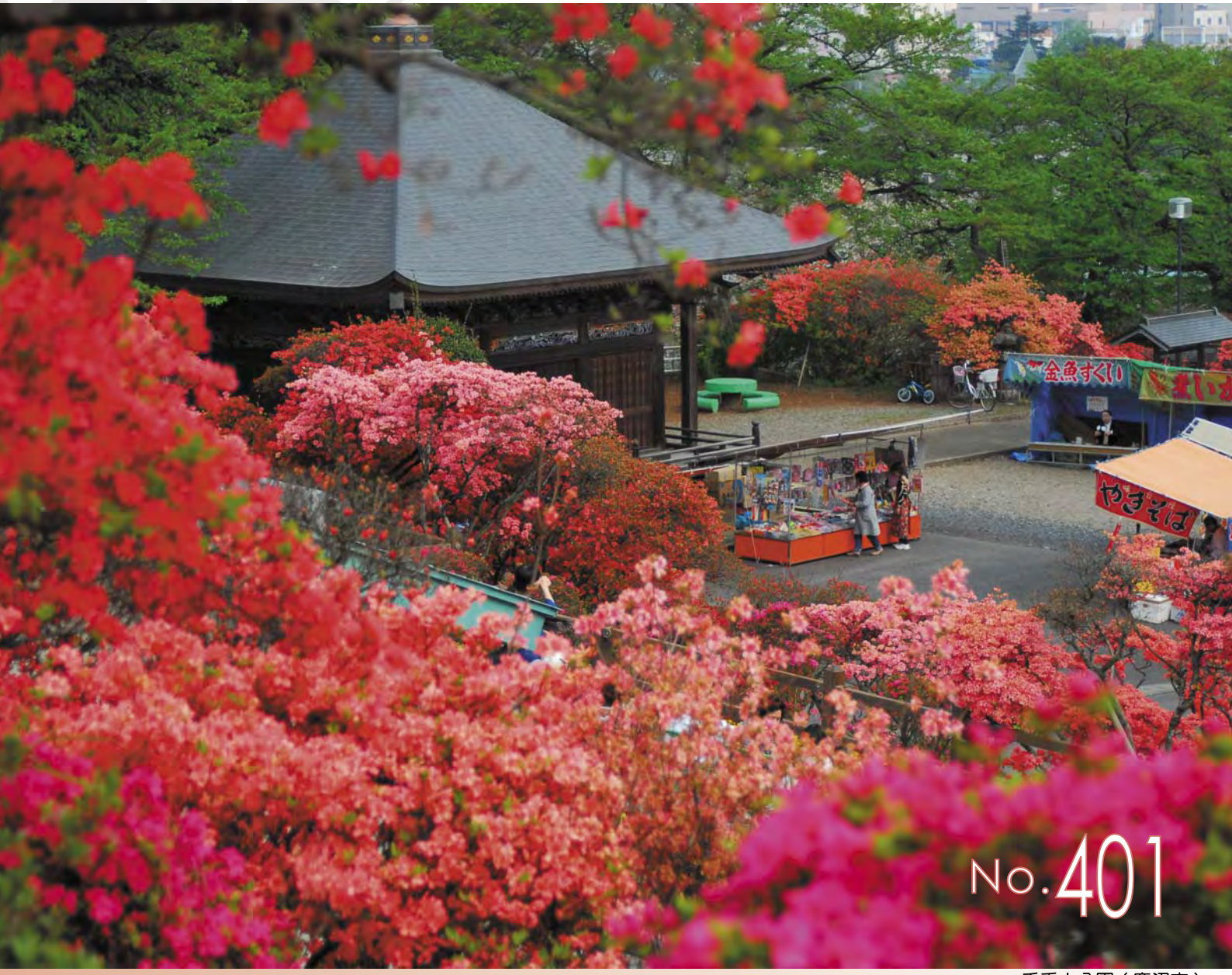

No.401

千手山公園（鹿沼市）

Index

1 貢献
2 業務特集 株式会社の定款
6 栃木県行政書士会カレンダー（6月）
他会の動きダイジェスト
日行連だより
7 業務連絡
9 おじゃましま～す！
10 支局かわら版（鹿沼）
11 支局情報（宇都宮・那須・塩那・小山・栃木）
13 木もれび
行政書士基礎講座のお知らせ
14 アドちゃんの談話室
15 第一回理事会・幹事会開催
16 ADR講演会のお知らせ
17 路線価図申込について
18 会員の動き

栃木県行政書士会　http://www.gt9.or.jp/gyosei

貢　献

理 事　　鈴木 康夫

「人、という文字は人が人を支えている字形である。」と言われています。「人」は互いの助け合いの下に生けるものです。当然、人が作り出す社会においても同じ筈です。しかし、現在の日本社会においては何か殺伐とした感を受け、更なる相互扶助の必要性を感じます。

私は「団塊の世代」といわれる者ですが、私の学生時代の人口ピラミッドは底辺が広い丁度「人」の字形の三角形でした。あれから約５０年の時を経た現在の日本は、形が逆転し、頭が大きく尻すぼみの形です。まさに少子高齢化の図です。この形は未だしばらく続きます。その様な高齢化現象の中で、高齢者に対する様々な事件（オレオレ詐欺・架空請求詐欺・融資保証詐欺・還付金詐欺、住宅修繕詐欺・高齢者虐待等々）が多方面からも注意の喚起が叫ばれている中、多発しているのが実情です。これらに対して私たちは行政書士として如何に立ち向かい対処していくのか？

栃木県行政書士会では、昨年１０月無料相談センターの立ち上げから始まり、県内に有る家庭裁判所（宇都宮・大田原・真岡・栃木・足利）の５カ所の地域に各々の成年後見センターを設け包括支援センターを巡り活動しております。去る先月、２月２２日には「行政書士成年後見制度支援開始記念」の高齢者あんしん講演会を事業の一環として催し、盛会裡に終了することが出来ました。栃木県行政書士会においては今後とも前述のような高齢者の事件を一つでも少なく出来る様（行政書士の初期のポスターの標語に「私の身近な相談相手 - 行政書士」というのがありましたが）行政書士による高齢者のためのお手伝いをすべく、「高齢者あんしん契約」の活動を推進し実践して行く事にしております。その事が、「人」と「人」の心を繋ぎ、心を込めて支え合うことになると思います。結びに「貢献」という言葉の響きの中に、私は８０年も前の宮沢賢治の「雨ニモマケズ」の一節を思い出します。

雨ニモマケズ風ニモマケズ

（中略）

東ニ病気ノコドモアレバ

行ッテ看病シテヤリ

西ニツカレタ母アレバ

行ッテソノ稲ノ束ヲ負イ

南ニ死ニソウナ人アレバ

行ッテコワガラナクテモイイトイイ

北ニケンカヤソショウガアレバ

ツマラナイカラヤメロトイイ

（中略）

ソウイウモノニ　ワタシハナリタイ

業務特集

株式会社の定款

専門業務特別指導員
横山　真

平成１８年５月１日から施行されている会社法には、会社の設立、その組織、運営及び管理に関することが規定されています。会社法では、「会社」とは株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいうと定義されています。これらの会社のうち、行政書士が株式会社の設立手続きを依頼された場合、 定款の作成と設立に関する議事録を作成することがその業務となります。そこで本稿では株式会社の定款には何を記載する必要があるのかを述べてゆきます。定款に記載する事項について、「会社法」は次のように定めています（本稿に記載する条名、項番号等は会社法のものです）。

（絶対的記載事項）　（いわゆる変態設立事項・相対的記載事項）

第２９条　第２７条各号及び前条各号に掲げる事項のほか、株式会社の定款には、この法律の規定により定款の定めがなければその効力を生じない事項及びその他の事項でこの法律の規定に違反しないものを記載し、又は記録することができる。

（任意的記載事項）　（相対的記載事項）

※定款には、紙に文字を記載して作成する方法又は「電磁的記録」をもって作成する方法があります（第２６条）ので、会社法では〝記載し、又は記録〟と規定されますが、以下は「記載」とのみ記述します。

即ち、定款に記載する事項は、絶対的記載事項、相対的記載事項、任意的記載事項の三つに分類されます。次にそれぞれの記載事項をみていきます。

１　絶対的記載事項

絶対的記載事項とは、定款に必ず記載しなければならない事項をいいます。その記載がなければ、定款が無効となります。第２７条に下表の１～５までの５つの事項が絶対的記載事項として定められています。

絶対的記載事項	簡単な解説
１　会社の事業目的	・適法性、営利性、明確性がないものは事業目的として不可。 ・業を営むについて許認可が必要の場合、具体的に目的を記載することを許認可を所管する官公署により求められる場合がある。
２　商号 （会社の名称）	・同一の本店所在場所で同一の商号の登記はできない。 ・他の会社と誤認されるような商号を使用し、その会社に損害を与えた場合には、損害賠償請求等をされる場合がある。 ・「株式会社」の文字を商号中に使用しなければならない。 ・ローマ字やアラビヤ数字も商号に用いることもできる。

3　本店所在地	・定款には、「栃木県宇都宮市」のように、最小行政区画まで定めればよいが、この場合、「○番地」、「○番○号」等と本店所在場所を決定した発起人の決議書が設立登記申請には必要となる。
4　設立に際して出資される財産の価額又はその最低額	出資財産額又は最低額を記載しなければなりません。
5　発起人の氏名又は名称及び住所	発起人は１人以上。
6　発行可能株式総数（第２７条に定められた絶対的記載事項とは異なりますが、会社成立の時までには必ず定款に記載しなければならない事項です。）	株式会社が発行することができる株式の総数を発行可能株式総数という。これに関する定めは、必ずしも認証を受ける定款に記載されていなくてもよいが、会社成立の時までに定款に定めなければならないとされているので、認証を受ける定款に記載しておいた方がよいでしょう。なお、設立時発行株式の総数は、発行可能株式総数の４分の１を下ることができない。ただし、設立しようとする株式会社が公開会社でない場合は、この限りではない。（第３７条参照） ※第４９条　株式会社は、その本店の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

２　相対的記載事項

相対的記載事項とは、定款に記載しなくても定款全体としての効力は有効ですが、その事項について定款に記載しておかないと、その事項の効力が認められない事項です。

会社法は、その組織や運営等について規定していますが、会社法の条項によっては、これらの規定と異なる定めをする場合は、定款により異なる定めをすることができる旨（例えば、第３３２条第１項）或いは定款に記載しなければ、その効力を生じない旨（例えば、第２８条）が定められています。これらの事項は、当然、定款に記載しなければその効力が認められないこととなります。

次に、相対的記載事項の主なものを例示します。

相対的記載事項	簡単な解説
変態設立事項に関する規定 （28条）	・変態設立事項は、会社の資本が発起人の恣意によっては充足されない危険がある事項として第２８条に定められている。従って、変態設立事項を定めたときは、原則として検査役の選任を裁判所に請求し、調査を受けなければならない。 ただし、一定の場合には検査役の調査を必要とされない。 ・第２８条に定められているのは次の四つの事項。 1　現物出資（金銭以外の財産を出資）する者の氏名、その価額並びにその者に対して割り当てる設立時発行株式の数 2　株式会社の成立後に譲り受けることを約した財産及びその価額並びにその譲渡人の氏名又は名称 3　株式会社の成立により発起人が受ける報酬その他の特別の利益及びその発起人の氏名又は名称 4　株式会社の負担する設立に関する費用
取締役会、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人、委員会の設置に関する規定 （326条2項）	・左記の機関は、定款に定めれば置くことができる。 ・取締役会を設置する株式会社は、監査役等を設置しなければならない。
取締役・監査役の任期の変更に関する規定 （332条1項・2項、 336条2項・3項）	・取締役の任期の原則は、選任後２年（委員会設置会社は１年）以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までだが、定款でその任期を短縮することができる。 ・公開会社でない株式会社（委員会設置会社を除く。）は、定款によって、取締役の任期を選任後１０年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで伸長することがでる。 ・監査役の任期の原則は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までだが、公開会社でない株式会社において、定款によって、その任期を選任後１０年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで伸長することができる。
株券を発行する旨に関する規定（214条）	株券不発行が原則。株券を発行する場合は、その旨を定款で定めなければならない。

累積投票制度の排除に関する規定 （342条1項）	累積投票→株主総会で２人以上の取締役を選任する場合、株主は、その有する株式１株（単元株式数を定款で定めている場合にあっては、１単元の株式）につき、株主総会において選任する取締役の数と同数の議決権を有し、株主は、１人のみに投票し、又は２人以上に投票して、その議決権を行使することができる。 投票の最多数を得た者から順次取締役に選任されたものとする制度。 この様な累積投票制度を排除するには、定款でその旨を定めなければならない。
株式の譲渡制限に関する規定 （107条2項、108条2項）	譲渡による株式の取得について当該株式会社の承認を要する場合には、その旨を定款で定めなければならない。 ※その発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡による株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社を「公開会社」という。
会社の公告方法に関する規定（939条）	定款で公告の方法を定めないときは、官報に掲載する方法となる。

３　任意的記載事項

絶対的記載事項、相対的記載事項以外の事項で、公序良俗や会社法の規定に反しない事項。定款に定められると、関係する者は、その規定を順守しなければなりません。定時株主総会の招集時期、取締役、監査役の員数 事業年度に関する規定等々がこれに該当します。

以上で定款の記載事項の話は終わります。株式会社の定款には、上記に述べた事項以外にも多くの事項が定められることになります。本稿では、それらのうち、わずかな事項しか述べることができませんでした。興味のある方は、定款の雛型等を参考にして、上記に述べた事項がどの様に定められているのか、或いは相対的記載事項なのか、任意的記載事項なのか等について、考えてみてください。

株式会社の定款を作成するに際しては、その記載事項が絶対的なのか、相対的なのか、又は任意的なのかを整理した上で、その会社の発起人と打ち合わせをし、その意向に基づき定款を作成する。それにより、設立後の株式会社の運営によりよい結果をもたらすことになるのではないでしょうか。

栃木県行政書士会カレンダー（６月）

日		予　　定	時　　間	主　　催
1	火	総務部会	13:30～	総務部
4	金	第２回理事会　（兼支部長会）		栃木会
9	水	ＴＩＡ相談会	10:00～	総務部
		登録説明会	10:00～	総務部
		外国人在留資格相談室（於：足利市生涯学習センター会議室）	13:30～	足利支部
10	木	編集会議	13:30～	広報部
11	金	行政書士関東ＡＤＲ協議会総会（於：護国会館）		
14	月	行政書士無料相談（於：宇都宮市役所２階市民相談コーナー）	10:00～15:00	宇都宮支部
15	火	行政書士基礎講座「はじめての行政書士法」	13:30～	業務研修部
21	月	宇都宮市国際交流協会無料相談会 （於：うつのみや表参道スクエア５階国際交流プラザ）	15:00～17:00	宇都宮支部
24	木	登録説明会	10:00～	総務部

他会の動きダイジェスト

・世界最大級のアニメの祭典「東京国際アニメフェア２０１０」に出展 著作権相談員による相談とＰＲ活動を展開	東京会
・大阪府議会において請願が採択 「大阪府の各機関に行政書士制度の理解及び行政書士法遵守の徹底強化を図ること」 「大阪府の各機関に行政手続法及び府行政手続条例遵守の徹底を指導すること」	大阪会

日行連だより

日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください（実費）。

日行連No.	受信日付	文書の表題	備考
1584	H22. 4. 2	「農地制度の変更リーフレット（改訂版）」の送付について	
1592	H22. 4. 2	官民からの業務受託について	
1593	H22. 4. 2	「行政証明」の請求手続に係る本人確認書類として行政書士証票を取り扱うこと等についてのアンケート結果報告について	
48	H22. 4. 2	電子申請に関するアンケートについて	
70	H22. 4. 9	平成22年度日本行政書士会連合会定時総会代議員数算出表について	
1305	H22. 4. 9	申請取次行政書士管理委員会規則の一部改正に伴う事務の委任について	
	H22. 4. 14	【アンケートのお願い】「行政書士ができる知的財産業務一覧」の追加注文について	
1572	H22. 4. 16	「行政書士関係法令先例総覧 CD-ROM」の送付について	

事務連絡	H22. 4. 16	法的保護情報講師養成セミナー追加募集のお知らせについて	
	H22. 4. 19	日本行政書士会連合会理事会議事録	
108	H22. 4. 21	常任理事会の議事録について	
115	H22. 4. 22	国有地売払いによる旧所有者等特定委託事業について	
121	H22. 4. 22	日本行政書士会連合会申請取次行政書士管理委員会規則の一部改正に伴う対応について（お願い）	
事務連絡	H22. 4. 26	中央建設業審議会総会の資料提供について	
122	H22. 4. 26	「事務所の名称に関する指針」の改訂について	
130	H22. 4. 28	平成 22 年春の黄綬褒章受章者のお知らせ	
139	H22. 4. 28	理事会の議事結果について	

日本行政書士会連合会申請取次行政書士管理委員会規則の一部改正に伴う対応について

～日行連より～

去る平成２２年４月２１日開催の理事会において、日本行政書士会連合会申請取次行政書士管理委員会規則の一部改正案についてが可決承認されました。

これは、申請取次届出者の取り扱い実績の把握及び管理を通じて適正業務のさらなる徹底を図ることを目的としたものです。

各単位会の申請取次届出済行政書士から、毎年１月末日までに前年（１月～１２月）の各項目の取扱い件数の報告を受け、当該報告を各単位会において管理していただきますようお願いいたします。

行政書士関係法令先例総覧 CD-ROM の送付について

～日行連より～

ＣＤ－ＲＯＭデータを栃木県行政書士会ホームページに掲載しております（「会員専用」→「各種データ」→「その他」）。ダウンロードしてご活用下さい。

住宅用太陽光発電導入支援対策費の補助金申請について

～日行連より～

国が実施する低炭素社会実現の一環として、一般家庭への住宅用太陽光発電システムの導入促進を行う住宅用太陽光発電導入支援制度があります。本制度に基づき対象の太陽光発電システムを設置して、一定の補助金申込要件を満たした申請者は、システム設置費が補助金として交付されます。（平成２２年度の応募期間は、平成２２年４月２６日から１２月２４日まで）

補助金の交付を希望する申請者は、（社）太陽光発電普及拡大センター（Ｊ－ＰＥＣ）に対して、「補助金申込書」等の必要書類を作成して申請することが求められており、当該申請の手続代理者として、行政書士または行政書士法人が定められています。手続きのスキーム等の詳細については、Ｊ－ＰＥＣのホームページをご参照願います。

● （社）太陽光発電普及拡大センター（Ｊ－ＰＥＣ）
http://www.j-pec.or.jp/index.html

中央建設業審議会総会の資料提供について

～日行連より～

平成２２年４月２２日に中央建設業審議会の総会が開催されました。同審議会は、建設業法に基づき経営事項審査の項目と基準等について審議を行う国土交通省に設置された機関です。本総会におきましては、経営事項審査の審査基準の改正等が議事として挙げられ、審議されましたので、参考資料として、ご活用下さい。

「日本行政書士会連合会ホームページ」→「トップページの新着情報」→「中央建設業審議会総会の資料について第一業務部」をご参照下さい。

詐欺的な投資勧誘に係る問題への取組みについて

～関東財務局理財部証券監督第１課、関東財務局理財部証券監督第２課より～

関東財務局理財部証券監督第１課、関東財務局理財部証券監督第２課より表記の件につきまして、協力依頼がありました。

昨年末より、未公開株取引に関する行政への相談件数が増加しており、詐欺的事例が発生しているほか、いわゆる集団投資スキーム（ファンド）取引等についても、問題事例が頻発しています。

こうした状況を踏まえ、関東財務局としましては、詐欺的な投資勧誘による被害の未然防止を図る観点から、注意喚起広報の充実に取り組んでいます。

つきましては、詐欺的投資勧誘の注意喚起に関するリーフレットを下記のとおり、ご案内いたします。

なお、本件につきまして、何かご不明な点等がございましたら、

「関東財務局理財部証券監督第１課　電話：０４８－６００－１１５５　担当：高橋又は森田」

までご連絡いただきますようお願いいたします。

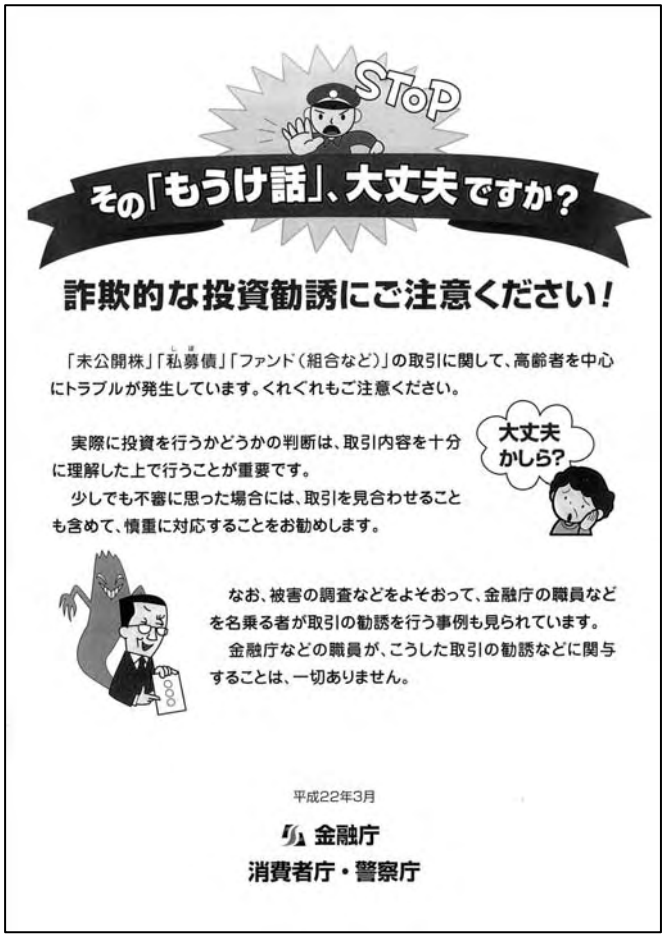

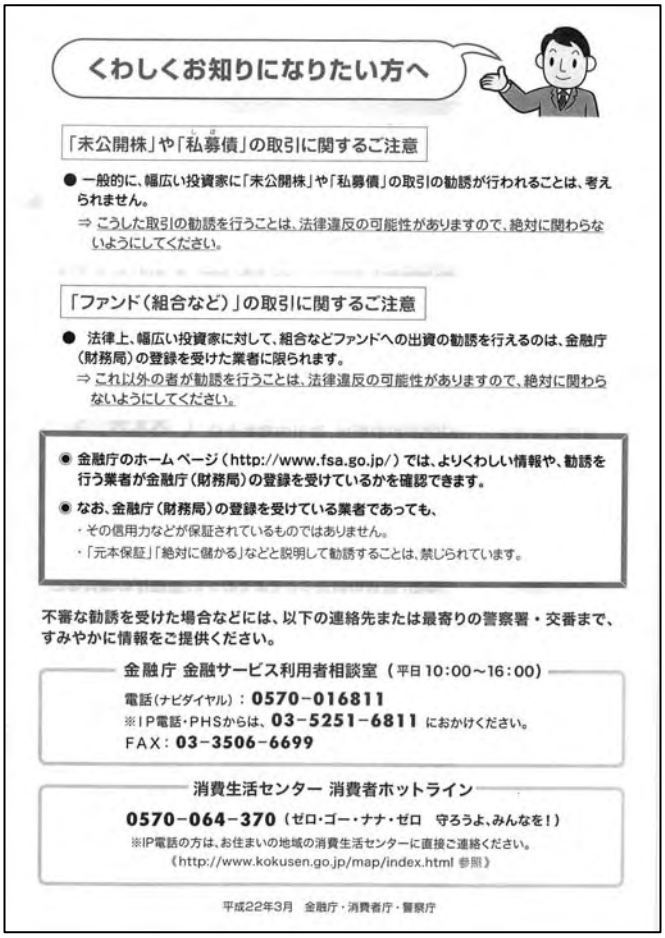

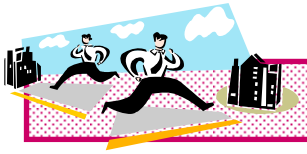

会員事務所訪問コーナー　おじゃましま～す！

東北自動車道矢板インターチェンジのすぐそばに事務所のある植木会員を訪ねてお話をうかがってきました。

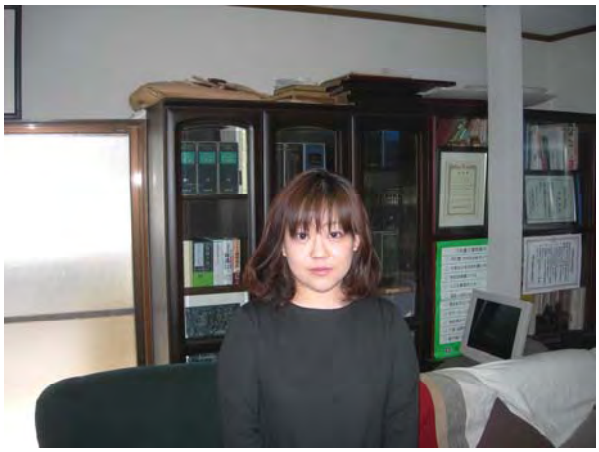

氏　名　植木智美（うえき　ともみ）
事務所　矢板市片岡２０９５－２４０
入会日　平成２０年６月１日

◎どうして行政書士になろうとしたのですか？

「私は、預貯金も学歴も手に職もない状態で、小さな子供を抱えて離婚しました。その時は法律知識も殆どなく、行政手続き方法すらわかりませんでした。頼る所、誰に相談したらいいのかもわからず、自分ですべて調べて交渉し煩雑な手続きをし、なんとか離婚手続きが終わったときに、これから自立して生きるために何か資格を取ろうと考え、ふと立ち寄った本屋で行政書士のことを知りました。

そこで、私のような困った思いをする人を一人でも減らしたいと思ったのが、行政書士になろうとした動機です」

◎主にどのような業務をされていますか？

「遺言や相続、成年後見や離婚など家事に関する業務が多いです。他にも地元企業の各種契約書作成や約款の作成、会社設立やその後の法的アドバイス、風俗営業許可申請、農地転用など許認可系の業務も少しずつやっています」

◎業務上、何か工夫していることはありますか？

「弁護士事務所でパラリーガルを兼業でやっているので、常に法律の勉強をしています。行政書士の職域を越えないこと、職務倫理を尊重することにも気を使っています。下準備や入念な確認を心がけて、依頼者に迅速かつ安心なワンストップサービスが提供できるように他士業の方とも連携を図る努力をしています」

◎趣味やストレス発散法などはありますか？

「あまりストレスはありませんが、旅行に出かけたり、お酒を飲みに行きます」

◎今後の抱負は？

「地元企業や地域の皆さんの「困った」を未然に防ぐお手伝いができたらいいと思います。どんな業務でも日々勉強しながら経験を積んで、地域に貢献できる行政書士になりたいです」

入会してまだ２年で、年齢的にもお若いと見受けられるのに、しっかりした考えを持ち、しっかりと研さんを積んで業務に励んでおられる植木会員にはこちらが勉強させられました。これからの活躍を期待しています。

（塩那支部支局長　長谷川久夫）

140年ぶり踊躍念仏再興

仏教文化 末永く

鹿沼市の南に、西方町がありますが、そこには珍しい「念仏踊り」を行う寺があるので、ぜひご覧になることをお勧めいたします。

西方町の浄土宗福正寺では、毎年１１月２３日に、寺を開いた僧の忌日法要である開山忌の結願法要で、体を揺り動かしつつ念仏を称え堂内を巡る「一向上人踊躍念仏」を一般公開しています。時宗一向派の祖である鎌倉時代の遊行僧、一向上人(浄土宗三祖良忠上人の弟子)が始めたもので、念仏する喜びに体が自然に動き出したといい、後にその教えと喜びの姿を「踊躍念仏」という形で伝承する一向派ができました。

鉦というカネを打ち鳴らしながら、１２段（通り）からなっており、初めは静かでゆっくりした動きから、だんだん躍動的になり最後は再びゆっくり静かに終わります。

同じ時代の念仏聖としては、時宗遊行派の祖・一遍上人が有名ですが、踊り念仏を始めたのは一向上人のほうが４年ほど早いそうです。

踊りの形態も一遍上人の踊り念仏とは全然違います。また、全国各地に民間伝承の念仏踊りがありますが、一向上人の踊躍念仏は時宗一向派の僧侶の修行の中で伝えられてきたものです。民間伝承のものは２００年、３００年と経つうちに少しずつ変化していきますが、僧侶の法式というのは古来の形式を厳しく踏襲しています。ですから、７００年前のお念仏の声と踊りがそのままの形で残ったのです。

福正寺はこの一向上人が開いた寺で、幕末まで踊躍念仏を奉納していたとの記録がありますが、

長く勤めることがなく途切れてしまいました。それを一昨年、開山７３０年を記念して副住職らが元一向派で今に踊躍念仏を伝承する山形天童市の佛向寺に学び再興させました。

法要では、福正寺踊躍念仏同行会の僧侶が踊躍念仏を奉納し、訪れる参拝者に感銘を与えています。

また、福正寺では１月と８月の１６日に江戸時代から伝わる１１幅の地獄図の開帳も有名で、各地獄図にはやさしく絵解きが施され、又、ビデオ上映もあり、子供連れで賑わっています。

（支局長　山ノ井一男）

○「一向上人踊躍念仏」
　毎年１１月２３日（祝）１４：００より
○「地獄図開帳」
　毎年１月・８月の１６日
　９：００～１６：００
　いずれも見学自由。無料。

【住所】　西方町元１５８４
【電話】　０２８２－９２－７７３４

支 局 情 報

【宇都宮】

"平成２２年度始動！"
第一回理事会開催

４月１０日（土）行政書士会館にて、宇都宮支部理事会が開催され、理事・監事・相談役１９名が出席した。

議題は５月１５日に予定されている定期総会について。議案書原案をもとに平成２１年度の活動報告と今年度の事業計画案について、質疑のあと承認され、総会の準備作業を行った。

続く日政連栃木会宇都宮支部幹事会では、書士議員として活躍の郷間康久市議会議員の挨拶があり、活動報告などを述べられた。郷間理事には宇都宮支部活動に積極的に取り組んでいただき、行政書士業務改善にもご尽力いただいており、来春の宇都宮市議選の行方が気になるところである。今年度は、夏の参院選もあり、日政連活動の中で支援協力していくことで一致した。

山本監事の提案で、新入会員２１名に対する総会参加への呼びかけも行うことに決まった。小林支部長を中心に、現体制２年目の事業がいよいよ始まる。総会には多くの会員に参加いただき、積極的に意見を述べていただくことで宇都宮支部を活性化し、一層結束を深める機会となることを期待したい。

（支局長　遠藤美代子）

【那　須】

那須支部役員会開催

４月１６日（金）午後４時３０分から那須塩原市「遊山」において、平成２２年度第一回の那須支部役員会が開催されました。

昨年度の事業実績及び収支の報告と、本年度の事業計画案及び収支予算案の発表がありました。その中で、昨年まで継続して行ってきた事業でもあり、本年の事業としても計画されております無料相談会については、平成１９年度までは年間６回、一昨年度は８回、昨年度は９回（延べ会場数）と、開催回数を増やしてきましたが、各年度の相談件数合計が、この３年間変わらないことから、本年度の開催は６回ということになりました。無料相談会の回数自体は減りますが、本年度は、テーマを絞った相談会の開催や、昨年初めて行った巻狩り祭りへの出店を本年も検討する等、工夫を凝らし、ＰＲ活動を増やす方向で話が進められました。

また、これまで第２回の那須支部役員会の開催日の多くは６月末や７月でしたが、本年は、１年間の支部活動期間を出来るだけ長く有効に利用できるよう、５月末頃の開催を予定しております。

また、本年度の那須支部定期総会の日程については、５月８日に開催されることになりました。

近年、那須支部では新たな事業を行ったり、継続事業であっても、事業実績から内容の再検討を行っていることもあり、今回の役員会でも積極的な意見交換が行われました。

（支局長　冨田倫子）

【塩　那】

塩那支部定期総会開催

４月１８日（日）午後、那珂川町小口いさみ館において、平成２２年度支部定期総会を開催した。出席会員は、１４名。

青木支部長の挨拶に続き、宮澤副会長の状況報告を行って議事にはいった。

平成２１年度事業報告、決算報告があり、監査報告がなされて承認された。次に、平成２２年度の事業計画と予算案の審議がされ承認された。

今年度の主な事業計画は、①支部研修会の実施、具体的な提案はなかったので、６月の役員会までに検討し決めること。②支部研修旅行について、役員会で日帰りか宿泊かも含めて、行先や実施時期等これから検討していくことになった。③支部無料相談会、行政書士の知名度を高めるため、今年度も１１月３日に矢板市において実施することに決定した。

（支局長　長谷川久夫）

【小　山】

交通安全運動実施

平成２２年４月６日（火）午前７時半より、春の交通安全県民総ぐるみ運動に伴う街頭周知活動行われました。本県の人口１０万人当たりの交通事故死亡者数は現在全国最多。２２年１月からの死亡者数がすでに５０人を超えており、知事より１９年ぶりとなる「緊急事態宣言」も発表されました。この５０人のうち半数以上を高齢者が占めているため、高齢者を見たら減速するなどドライバーに注意を呼びかけている。

私たち一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、「交通事故のない社会」を実現できるよう、小山支部の活動の一環として、今後も本安全運動への取組を続けていきたい。

（支局長　作道みゆき）

【栃　木】

栃木支部定期総会開催

４月１６日（金）午後３時から、栃木市内の「サンプラザ」において、平成２２年度栃木支部定期総会が開催された。会員総数７１名のうち、出席者数２２名、委任状出席者数２９名であった。

物故会員に対する黙祷、新人会員の紹介、来賓の祝辞に続いて、平成２１年度事業報告及び決算報告、並びに平成２２年度事業計画及び予算について議案審議が行われ、いずれも可決承認された。

また、その他の議案として、新生栃木市誕生に伴い都賀町、大平町、藤岡町が栃木市となったことから、規則の一部改正（３町名の削除）及び県役員推薦者案についても審議がなされた。

総会当日は、雪が降るような肌寒い日であったが、総会終了後の懇親会は外の寒さを吹き飛ばすような盛り上がりを見せ、会員相互の親睦が図られた。

（支局長　白石博章）

「トイレの神様」という歌が、にわかにブームになりつつあるようです。タイトルからするとコミックソング？と思われるかもしれませんが、この歌は、女性シンガー・ソングライターの植村花菜が、亡きおばあちゃんとの思い出を歌った曲です。自分をちゃんと育ててくれたのに、少し大人になったらぶつかってしまい、やがて家を出て、結局恩返しもしないまま、おばあちゃんと永遠の別れをすることになってしまった自身の実体験が描かれています。「家族や身近な人を大切にしなければ」ということを思い出させてくれる、そんな歌で、共感を覚える人も多いようです。

この歌に出会ったのは今年の３月でした。当時私の母は脳梗塞に倒れ入院中で、右半身が麻痺し、ろれつが回らず、右半分の視野も欠け、記憶障害まで発症していました。それまでは入院したことなど一度もなく、とても元気でした。それだけに、様々な症状が現れ、身体が思うようにならなくなったことで、本人はひどく落ち込んでしまいました。また家族も、この先どうなるのか全く分からず、不安な日々を過ごしていました。しかし、この歌を聴いて、自分がいかに幸せか、ということに気づかされました。「親孝行したいときに親はなし」とよく言われます。しかし、「自分には、病に倒れてしまったけれど、まだ親がいる。まだ親孝行が出来る。」そう思うと、改めて大切な人が傍にいてくれる幸せを感じずにはいられませんでした。母は４か月に及ぶ入院と過酷なリハビリに耐え、自宅に戻ることが出来ました。後遺症は残っていますが、退院できただけでも本当に有り難いことです。これからは、親孝行が出来る幸せをかみしめながら、介護は勿論のこと、母のために出来る限りのことはしてあげたい、そう思いを新たにしました。

あんなに元気だったのに…でも、一夜で状況が一変してしまうこともあります。家族サービスも親孝行も、「いつか…」では、後で後悔することになる。いくら悔やんでも、その機会を永遠に失ってからでは、どうすることもできない。だから、「出来ることは、今出来るときにやる」、そのことを再認識させられました。

（支局長　白石博章）

研修詳細

行政書士基礎講座　第３回　　業務研修部主催

○ 開催日時
平成 22 年 6 月 15 日（火）13：30～
○ 開催場所
栃木県行政書士会会館２階
○ 研修項目および講師
「はじめての行政書士法」（行政書士　青木　裕一）
○ 応募締め切り　6 月 10 日（木）必着　　※資料準備等の為、締め切り厳守！

募　集

研修会申込書

申込欄に〇を付けＦＡＸ願います。（ＦＡＸ：０２８－６３５－１４１０）

研修No.	研修名	受講料	申込〆切	申込	テキスト申込	昼食
3	行政書士基礎講座　第３回 **「はじめての行政書士法」**	無料	6/10		—	—

支部名		氏　名	

代書屋としての行政書士

行政書士事務所を舞台としたＴＶドラマ「特上カバチ！！」が３月２１日に終わりました。現在ジャニーズ事務所の中で最も人気のあると思われる「嵐」の中で最も人気のあると思われる（リーダーである大野智さんが素晴らしい）櫻井翔さんが主演の割には視聴率的には伸びなかったと思われます。櫻井さんは、オリンピック開催地との間を往復しながら頑張ったのに……。私は毎週楽しみにしていた「あしたのジョー２」（群馬テレビ）を我慢してまでも、この「特上カバチ！！」を見ていたのに……。何が悪かったのか。

大野事務所（行政書士事務所）の補助者である主人公・田村勝弘のダメさ加減を見事に演じていた櫻井さんと、その田村に「タムラ」「バカ・タムラ」と罵声を浴びせ続けたもう１人の主人公・住吉美寿々（大野事務所に勤務する行政書士）を演じた堀北真希サンは、「○」。堀北サンのファンである全国の「タムラさん」にとって、「タムラ」「バカ・タムラ」の連発は、ある意味たまらなかったと思われます。重森寛治（大野事務所の番頭さん）を演じた遠藤憲一さんは渋すぎて、「○」。遠藤さんが着ていたスーツも凄すぎて、「◎」。私もあんなスーツで決めてみたいものです。原作マンガとＴＶドラマとのギャップは仕方がないとしても、大野勇（田村が勤務する行政書士事務所のボスでマンガでは渋いおじさん）が中村雅俊さんで検備沢弁護士（大野の盟友というべき弁護士でマンガでは同じく渋いおじさん）が浅野ゆう子か……。２人とも痛々しい（色々な意味で……）。

ここからが本題。「知人として同行しています」とか「ボランティアで行っています」などというセリフが頻繁に念を押すように出てきたと思います。毎回取り上げられた事件（エピソード）については、原作マンガで取り上げられた事件と大筋同じでしたが、ＴＶドラマでは行政書士業務として行っていないということを必要以上に強調していました。〝ボランティア（業務ではない）〟を強調しなければならない事情があったわけです。

「ＮＨＫ『離活ドラマ』に弁護士会抗議／『行政書士が法律相談、誤解与える』」というタイトルで報じられた新聞記事。リード部分を紹介しますと「女性の結婚・離婚をテーマに４～５月の金曜夜に放映されたＮＨＫのドラマ「コンカツ・リカツ」で、行政書士が法律相談をする場面があるとして、大阪弁護士会がＮＨＫに対し、改善を求める抗議書を会長名で送っていたことがわかった。弁護士会がメディアに抗議するのは異例」（平成２１年７月３０日付朝日新聞）とのこと。マンガでは大目に見てもらっているのかもしれないが、ＴＶドラマではアウトだと判断されたということ。これはＴＶドラマと週刊マンガ誌との市民に対する影響力の違いでしょうか。ＴＶドラマとは、警察以外の職業の方（例えば、葬儀屋さん）が堂々と犯罪捜査をしている世界ですが、行政書士が弁護士まがいのことをしてしまうと視聴者が困惑・混乱・混同してしまうということだと思います。

しかもＴＶドラマ放送期間中には、「弁護士法違反容疑／行政書士を逮捕へ」という新聞報道もありました。リード部分を紹介しますと「弁護士資格がないのに報酬を得る目的で法律業務をしていたとして、埼玉県警が１０日、同県熊谷市内の４０代の行政書士の男に対し、弁護士法違反容疑で事情聴取を始めたことが、捜査関係者への取材で分かった。容疑が固まり次第逮捕する方針という」（平成２２年２月１０日付朝日新聞）とのこと。

首都圏の弁護士や認定司法書士の新聞折り込みチラシが毎週のように折り込まれてきます、ＴＶＣＭやラジオＣＭも頻繁に流れています。地域的なボーダーレス化（依頼者が地元とは限らない）が急速に進んでいます。借金関係や離婚関係などは地元以外の先生の方が依頼しやすいかもしれません。一方、士業間のボーダーレス化はどうなって行くのでしょうか。司法改革に対する考え方が弁護士側とその他の士業側とでは次元が違うのだと思います。原作マンガの中で弁護士先生に「代書屋風情が」と罵られる場面があったと思います。罵られても卑屈になることはありません。私は自分の専門分野に自信とプライドを持つ「代書屋」で満足です。

（足利支部　杵渕　徹）

栃木県行政書士会

平成２２年度第１回理事会開催

４月１３日（火）行政書士会館にて開催された。会長・副会長より報告事項、その後理事３４人のうち３０人の出席を以て議案審議に入った。議長は会長。

議案第１号　総会に付議すべき事項について
　総会議案第１号　平成２１年度補正予算並びに事業報告、同決算について
　総会議案第２号　平成２２年度事業計画並びに同予算について
　総会議案第３号　借入金限度額の承認について
　総会議案第４号　栃木県行政書士会会則改正について
　総会議案第５号　日本行政書士会連合会総会に関する事項について
　総会議案第６号　役員の補欠選任について
議案第２号　栃木県知事表彰、栃木県行政書士会長表彰について
議案第３号　役員選任規則改正について
議案第４号　選挙管理委員会運営規程の廃止について
議案第５号　申請取次行政書士管理委員会規則改正について
議案第６号　行政書士記念日特別委員会の廃止承認について

議案第４号において、会長及び副会長の選出方法について審議し、会長については理事による選挙で選出するものとし、副会長については、第１ブロック（那須支部、塩那支部）から１人、第２ブロック（宇都宮支部）から２人、第３ブロック（日光支部、鹿沼支部、栃木支部、小山支部、芳賀支部）から２人、第４ブロック（佐野支部、足利支部）から１人を、各ブロックの執行役員による互選により選出することに決定した（ただし、会長が属するブロックは１人減ずるため、副会長は計５人となる）。

以上、すべての議案が可決承認され、閉会した。

（広報部　山本昭子）

政連だより

平成２２年度第１回日政連栃木会幹事会開催

４月１３日（火）行政書士会館にて開催された。来賓に簗瀬進参議院議員、郷間康久宇都宮市議会議員をお迎えし、幹事３４人のうち３０人の出席を以て議案審議に入った。議長は会長。

議案第１号　大会に付議すべき事項について
　大会議案第１号から第６号まで承認された。

以上、すべての議案が可決承認され、閉会した。

（広報部　山本昭子）

稲葉一人先生のＡＤＲ講演会開催のお知らせ

業務開発部担当
副会長　手塚理恵

この度、茨城県行政書士会と栃木県行政書士会は「裁判外紛争解決機関の設立及び運営の補助に必要な活動」を目的とし関東行政書士ＡＤＲ協議会を設立します。参入分野は「相続、離婚、外国人関係」の予定で、紛争性があるものも扱い、業務拡大を目指します。

協議会設立を記念して「日本行政」４月号で「新しいＡＤＲ論」を主筆された稲葉一人先生の講演会を開催します。

ＡＤＲに興味のある会員の多くの参加をお願いします。

《総　会》

日　　時：平成 22 年 6 月 11 日（金）13：00～13：20

《講　演　会》

日　　時：平成 22 年 6 月 11 日（金）13：30～15：00

講　　師：稲葉一人先生（中京大学法科大学院教授）

講演内容：「行政書士が市民の相談者・仲介者となる条件をＡＤＲから考える」

～５年後を見据えて～

場　　所：栃木県宇都宮市陽西町 1-37　護国神社会館

ＴＥＬ028-622-3180

参 加 費：無　料

申込締切：平成 22 年 6 月 5 日（土）下部申込書によるＦＡＸでお申し込み下さい。

6月26日（土）開催　ＡＤＲ調停人養成ＰＧ基礎編①のお知らせ

業務開発部

日　　時：平成 22 年 6 月 26 日（土）13：00～17：00

研修内容：「調停人養成 PG 基礎編①」　（DVD 研修）

場　　所：栃木県宇都宮市西一の沢町 1-22　栃木県行政書士会館２階会議室

参 加 費：無　料

申込締切：平成 22 年 6 月 24 日（木）下部申込書によるＦＡＸでお申し込み下さい。

申　込　書

FAX：０２８－６３５－１４１０

月　日	講座等名	申込〆切	申込（○を付けて下さい）
6 月 11 日（金）	関東 ADR 協議会総会	6 月 5 日（土）	
6 月 11 日（金）	記念講演会		
6 月 26 日（土）	調停人養成 PG	6 月 24 日（木）	

支部名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　名　前：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

平成22年度分財産評価基準書「路線価図・評価倍率表」の申し込みについて

◆平成２２年度分の相続税・贈与税の申告に当たり、土地の評価の計算の基本となる「財産評価基準書」です。
◆目標となる公共物が多く、知りたい場所が容易に確認できます。
◆知りたい土地等の評価額がこの資料の中に分かりやすく収録されていますので、不動産問題についてたいへん参考になる貴重な資料です。
◆路線価図に公示価格及び基準価格の一覧表を収録しています。
◆納本は８月を予定しています。　（発行所　財団法人　大蔵財務協会）

購入ご希望の方は下記申込書にご記入のうえ、事務局までＦＡＸにて申し込み下さい。
※過年度、毎年のご購入を希望された方につきましても、お手数ですが、再度お申し込みいただきますようお願いいたします。

路線価図・評価倍率表　申込書　　申込締切日　６月１４日（月）

	分冊区分	定価（税込）	申込冊数
路線価図	栃木県（宇都宮）	７，７００円	冊
	栃木県（足利・佐野）	７，４００円	冊
	栃木県（栃木）	７，３００円	冊
	栃木県（鹿沼・真岡・大田原・氏家）	１０，０００円	冊
評価倍率表	栃木県全域	２，４００円	冊

※送料実費

支部名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事務局よりお知らせ

(財)行政書士試験研究センターから「許認可等の実態に関する調査」が届きました。
事務局でご覧になれます。　（執筆者は行政管理研究センター研究員）

1.許認可等をめぐる動向
　1.許認可等をめぐる動向
　2.調査の対象と手法
2.国所管の許認可等
　1.各府省の許認可等調査
　2.整理表(国所管)
3.地方自治体の許認可等
　1.東京都の許認可等調査
　2.整理表(東京都)

福利厚生旅行のお知らせ

総務部では、今年度の福利厚生旅行を下記の通り実施致します。
日　程：２２年９月１１日(土)～１２(日)　１泊２日
行き先：会津若松（大内宿～東山温泉(泊)～猪苗代）
申込み案内書は６月中旬に送付致します。

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　（平成 22 年 4 月 30 日現在）

	支部・氏名	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事　務　所	電　話	備　考
	栃　木 早乙女和久	H22.4.2	321-0234	下都賀郡壬生町 大字羽生田 424	0282-82-5066	
	小　山 細野　大樹	H22.4.2	323-0023	小山市中央町 1 - 2 - 3 メゾン城山 505 号	090-4388-6982	
	宇 都 宮 大島　一朗	H22.4.2	320-0836	宇都宮市大和 3 - 14 - 2	028-658-2086	
	佐　野 新田　菜穂	H22.4.2	327-0831	佐野市浅沼町 332 - 18	0283-27-7023	
	佐　野 伊勢田和良	H22.4.2	327-0845	佐野市久保町 103 - 5	0283-24-3827	

【退　会】　山口勉会員のご冥福をお祈りいたします。

支　部	氏　名	退会年月日	備　考	支　部	氏　名	退会年月日	備　考
佐　野	山口　勉	H22.4.16	死　亡				

【変　更】　*市町村合併に伴う変更

支　部	氏　名	変更事項	変　更　内　容
塩　那	和知　英夫	事 務 所 T E L	那須郡那珂川町馬頭 1867 - 1 0287-92-5521
栃　木	髙際　昭	事 務 所*	栃木市藤岡町赤麻 718
栃　木	谷田貝純江	事 務 所*	栃木市都賀町家中 2116 - 1
栃　木	川津　清	事 務 所*	栃木市都賀町大柿 1771 - 61
栃　木	齊藤　光男	事 務 所*	栃木市都賀町木 1541 - 1
栃　木	下山　知昭	事 務 所*	栃木市大平町川連 591 - 1
栃　木	高田　貴志	事 務 所*	栃木市大平町西野田 101 - 11
栃　木	森田　操	事 務 所*	栃木市都賀町家中 1696 - 1
栃　木	石崎　治男	事 務 所*	栃木市大平町上高島 1 - 2
栃　木	川田　龍二	事 務 所*	栃木市大平町富田 39
栃　木	吉見　英人	事 務 所*	栃木市大平町西水代 1487 - 1
栃　木	永島　正志	事 務 所*	栃木市藤岡町大田和 583 - 3
栃　木	松村　徳松	事 務 所*	栃木市都賀町家中 2164 - 15
栃　木	松村　純	事 務 所*	栃木市都賀町家中 2164 - 15
栃　木	石塚　悦夫	事 務 所*	栃木市大平町新 1540 - 39
栃　木	若林　俊博	事 務 所*	栃木市都賀町平川 126 - 5
栃　木	野田　尚吾	事 務 所*	栃木市大平町西野田 1

編集後記

満開の桜に雪が積った事は数十年ぶりだそうですが、寒さのなかにも一時の風情を感じ心が癒されました。

今は、山の景色も新緑に萌え，季節の移り変わりの速さを見せ付けられています。

会報が手元に届く頃には、定期総会の時期でもあります。

会員の皆様と共に、会の発展と行政書士業務の遂行を計り、お客様により以上の貢献を致しましょう。

（広報担当副会長　押野 佑）

行政とちぎ５月号 №.４０１

発行人　栃木県行政書士会　会長　住吉和夫
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.gt9.or.jp/gyosei
編　集　広報部
定　価　250 円
印刷所　有限会社　高久印刷

表紙写真：広報部　関 比佐江

（栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます）

行政とちぎ 2010.5
平成22年5月15日発行
第401号 栃木県行政書士会 〒320-0046 宇都宮市西一の沢町1番22号 TEL028(635)1411(代)

暮らしの困りごと
行政書士に聞いてみよう!

行政書士は許認可・登録申請、遺言や相続、色々な契約・届出などの
相談から書類作成までサポートします。

成年後見　相続　遺言　契約書　許認可

行政書士相談センター 028-638-0919
電話無料相談（月～金　9:00～17:00　年末年始・祝祭日除く）

栃木県行政書士会

マスコットキャラクター
アドちゃん